

様式第2号(第7条関係)

会議の開催結果

1 会議の名称	第2回 さいたま市国民健康保険運営協議会
2 会議の開催日時	平成29年10月12日(木) 13:30分から 15:40分まで
3 会議の開催場所	プリムローズ有朋 カトレア
4 出席者名	柴田潤一郎会長、志賀信子副会長、新井憲治委員、山崎蓉子委員、長塚珠代委員、平井敏枝委員、中村之男委員、長澤博委員、中村勉委員、阿部泰子委員、竹井満久委員、安藤和夫委員、熊谷隆良委員、澤登智子委員、三次宣夫委員、中崎啓子委員、野口良輝委員
5 欠席者名	永村芳夫委員、田中泰治委員、河合洋子委員、家富克之委員、滝本久夫委員、大谷泰治委員、河村美穂委員
6 議題及び公開又は非公開の別	(議題) (1) 国民健康保険税の収納対策について (2) 平成30年度の国民健康保険税率等の算出方法について ア 税率改正の必要性 イ 税率の算出方法 ウ 税率算定に当たっての検討事項 公開
7 非公開の理由	
8 傍聴者の数	なし
9 審議した内容	(1) 国民健康保険税の収納対策について (2) 平成30年度の国民健康保険税率等の算出方法について ア 税率改正の必要性 イ 税率の算出方法 ウ 税率算定に当たっての検討事項
10 問合せ先	保健福祉局 福祉部 国民健康保険課 電話番号 048-829-1276 (直通)
11 その他	

# 平成29年度第2回さいたま市国民健康保険運営協議会議事録

日時 平成29年10月12日(木)  
午後1時30分～3時40分  
場所 プリムローズ有朋 カトレア

## 1 出席者

(委員) 柴田潤一郎 志賀 信子 新井 憲治 山崎 蓉子 長塚 珠代  
平井 敏枝 中村 之男 長澤 博 中村 勉 阿部 泰子  
竹井 満久 安藤 和夫 熊谷 隆良 澤登 智子 三次 宣夫  
中崎 啓子 野口 良輝

(事務局) 小川収納対策課長 中根収納対策課長補佐兼収納対策係長  
津田副参事 南係長 坪野主事 白井主事 (国民健康保険課)

2 欠席者 永村 芳夫 田中 泰治 河合 洋子 家富 克之 滝本 久夫  
(委員) 大谷 泰治 河村 美穂

## 3 会議次第

(1) 開会

(2) 協議会

(議事)

協議・報告事項

① 国民健康保険税の収納対策について

② 平成30年度の国民健康保険税率等の算出方法について

ア 税率改正の必要性

イ 税率の算出方法

ウ 税率算定に当たっての検討事項

(3) 閉会

柴田会長：	<p>それでは、次第「1 協議・報告事項」に移らせていただきます。</p> <p>今日は、先ほど説明があったとおり、何か結論を求めるということではなく、今後保険税率その他を協議するにあたって、最低必要な正しい理解をしていただくということが目的でございますので、詳しい説明をすると事務局が言っているので、途中でもわからないことがあれば挙手をいただきまして、都度質問を受け付ける形にしたいと思っています。</p> <p>委員の皆様には、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。</p> <p>本協議会については、原則公開としておりますが、本日の協議会も公開とすることよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「よい」という旨の発言あり）</p> <p>異論がないようなので公開といたします。</p> <p>事務局に伺いますが、本日の傍聴人はいらっしゃいますか。</p>
事務局：	本日の傍聴人はおりません。
柴田会長：	<p>了解しました。</p> <p>本協議会につきましては、毎回、議事録を作成していますが、あらかじめ議事録署名人をお願いしておきたいと思っております。</p> <p>新井委員さんと阿部委員さんをお願いしたいと思っております。よろしいでしょうか。では、よろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、お手元の次第に従いまして議事を進めさせていただきます。</p> <p>まず、「(1) 国民健康保険税の収納対策について」事務局より説明をお願いします。</p>
事務局：	（事務局説明）
柴田会長：	ただいまの事務局の説明に対して、何かご質問はありますか。

中村勉委員	<p>今日の資料はパーセントの記載が多いので分かりにくいですが、2ページの③で収入未済額の総額が棒グラフで書いてあるが、(収入未済額は)たしか5年分ということで良いでしょうか。5年以上過ぎた滞納者からは時効となって取り立てができないと理解していますが。</p>
事務局：	<p>はい。5年間で時効となり徴収ができないということ。時効を止める手段としては差押えを行えば時効が止まるので、この未済額については差押えをしていないものと、差押えをしているものを合わせたものとなっています。</p>
中村勉委員：	<p>3ページの3(1)②の収入未済額のところですが、約80億円、平成28年度収入未済額から17億3千万円の圧縮とあります。保険税の収納率は90パーセントちょっとあり、保険税の課税総額は2百数十億円で、10パーセント近くの人が滞納しているのでその額は20億円ちょっとになります。その年度に滞納者から収納できたのが何十億円かあるでしょう。そうすると17億3千万円というのは、その年の滞納額の20数億円からその年に回収できた額との差となるということで良いですか。そうすると各年度で20数億円の滞納額だから回収できたのは37億円くらいになるということで良いでしょうか。</p>
事務局：	<p>平成28年度決算の97億円には、現年滞納分の約10パーセント分が加わっています。</p> <p>従いまして、平成29年度の目標収入未済額の80億3千万円の中には、現年滞納分の約10パーセント(滞納額約20億円)と平成28年度の97億円から徴収した分を除いた滞納繰越分、約60億円が合わさった数値となっています。</p>
中村勉委員：	<p>平成28年度の滞納総額の97億円には、その年度に発生する20億円や未収額が入っているということですか。</p>

事務局：	97億円の中には入っています。
中村勉委員：	毎年17億3千万円圧縮するには、その年度の回収額にプラスして17億円の回収が必要になるということですか。
事務局：	前年度（平成28年度）の滞納繰越分（97億円）から今年度（平成29年度）の現年滞納分と滞納繰越分（合計80億円）を引いた、差額分が17億円となるということです。
柴田会長：	<p>他にはよろしいでしょうか。</p> <p>本件については今後税率を議論するうえで大変重要になってきます。というのは、収納率が90パーセントくらいということは、実際に保険税を賦課した際に税金を納めている人たちは100パーセントではなく110パーセントの影響が出てくることになります。納得感、公平感を考えると、この収納率はしっかりと皆さんにご理解いただく必要があると思います。が、実際、今の部分は非常にわかりにくいのだらうと思います。時効で失効している分も残高ベースで比べると、減少額に入っている可能性もありますし、ここは回収された額が明示されないと中村委員のおっしゃっている部分の回答にならないと思います。今回でなくてよいので、今後議論を進めるうえでは、残高ベースで比べると今と同じ質問が出ますから、もう少しブレークダウンした形で資料をお願いしたいと思います。</p>
事務局：	分かりました。調定額と収入額とをお示しますのでよろしくお願いたします。
柴田会長：	中村委員よろしいでしょうか。では、中村之男委員（以下、会長の指名は省略）。

中村之男委員：	徴収体制の強化などの収納対策は重要だと思いますが、納付する方に対する何かしらのインセンティブを与えるようなことをされている、あるいは検討しているということはありませんか。
事務局：	納付される方へのインセンティブとなりますと以前は前納報奨金ということで一括で年度内に払った場合は割引のようなものがありました。しかし、そういったものについては、いわゆるお金を持っている人が有利ということになるため、今はそういう制度を廃止しておりますので、納付者に対するインセンティブは現在はないということになります。
三次委員：	口座振替加入率向上対策を実施しているということですが、実際の口座振替の加入率はどのくらいでしょうか。
事務局：	平成28年度の加入率で33.87パーセントになります。
長塚委員：	表の①ですが、全世帯はすべての世帯で課税対象世帯が国保に入っている世帯とすると、この二つの差はサラリーマンなど社会保険に入っている世帯数となるのでしょうか。
事務局：	おっしゃるとおり社会保険等の加入世帯と生活保護の世帯数となります。
長塚委員：	全世帯数は増えていて、課税世帯数は減っていますよね。これは払える能力のある人が減ってきたのか、生活保護が増えたのか、もしくは国保以外に加入する人が増えたのか、この表ではその辺は見えません。表の最後の列で課税世帯に対する滞納世帯の割合が29パーセントから20パーセントに減ってきていますが、最初は良いことだと思いましたが、そうとも限らないのかなと思っているのですが。
事務局：	生活保護世帯が増えたとか他の保険への加入者が増えたということはこの

	<p>表では見えません。ただ、ありのままの数字ですので、さいたま市の人口は増えているけれど国保の加入者数は減っています。その要因としては、社会保険適用の拡大があったので国保から他の保険制度へ行ってしまふ、あと、高齢化の関係で国保から後期高齢者医療制度へ移行してしまふ、またこれは県の運営方針に載っていますが生活保護が拡大している、それらの要因で人口は増えているものの国保加入者は減っているという状況があります。</p>
<p>柴田会長：</p>	<p>よろしいでしょうか。ちなみに協会健保の加入者は6年間で100万人から130万人になっていまして、このところ埼玉県全体で6万、7万人増えております。日本の人口は減っている、社会保険の加入者は増えている、分析はされていませんが被用者保険のほうに移っているというような状況が推察されます。</p>
	<p>他にございますか。よろしいようでしたら、次に進めさせていただきます。</p> <p>次に、「(2)平成30年度の国民健康保険税率等の算出方法について」、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局：</p>	<p>(2の(1)まで事務局説明)</p>
<p>柴田会長：</p>	<p>ここで一度切って、ご質問を受けたいと思います。ただいまの事務局の説明に対して、何かご質問はございますか。</p>
<p>中村勉委員：</p>	<p>8ページの円グラフ、29年度ですが拠出金という項目があったと思いますが今はないのでしょうか。200億円とか相当な額だったと思いますが。</p>
<p>事務局：</p>	<p>この図では、集計上①の交付金の中に入れてあります。</p>
<p>中村勉委員：</p>	<p>29年度までは歳入歳出ともに拠出金の項目があり、その金額は200億</p>

	<p>円以上だったと思います。それが30年度からはなくなる。そうすると財政規模が小さくなるということでしょうか。</p>
<p>事務局：</p>	<p>はい、そのとおりです。その部分はちょうど前の7ページの下の表になります。これが収入と支出の折れ線グラフで、29年度までは1,300億円を超える財政規模でしたが、30年度からちょうど300億円くらい減っています。市町村の財政規模としては小さくなります。しかし、その分は県の中でやり取りされるので、市町村の収支差額に影響するものではありません。</p>
<p>柴田会長：</p>	<p>今のところは、理解が難しい部分ではと私も思っています。先ほど話のあった他の医療保険制度からの支援の部分が消えてしまっています。中村委員がおっしゃった前期高齢者交付金だと思いますが、これが収入の中でおそらく保険税以上に入っていたという記憶があったのでご質問されたと思います。このグラフでいうとそれ（前期高齢者交付金）が国・県支出金のところに入っているのでしょうか。</p>
<p>事務局：</p>	<p>集計では①の交付金の中に入っています。そのため、30年度では見えなくなってしまう（市に交付されず県に交付される）。</p>
<p>柴田会長：</p>	<p>そこが見えたほうが今後正しい理解に進むと思います。ちなみに、県運営方針の5ページには先ほど中村委員が聞かれた項目が県全体ですが入っております。さいたま市も県とそう変わらない割合で前期高齢者交付金が入っていると思われまので今日はこれをご覧ください。次回以降は詳しく乗っていたほうが良いと思います。また、30年度以降は消えてしまうのではなく、県に入って県から違う形で出てくるというところを示していただきたいと思っています。</p>
<p>事務局：</p>	<p>前期高齢者交付金も市に入るのではなく県に入って、そこで相殺されて、結果としてさいたま市の納付金の額が出てくるので、さいたま市としては数</p>



	<p>字は見えないのですが、説明するうえでは比較が必要なのはご指摘のとおりなので検討します。</p>
柴田会長：	<p>今回はぜひお願いします。他にはよろしいでしょうか。</p>
中村之男委員：	<p>30年度以降も、法定外繰入は各市で設定できるのでしょうか。</p>
事務局：	<p>法定外繰入は引き続き各市で設定できます。説明の後半がその話となります。</p>
柴田会長：	<p>他にはよろしいですか。では、次に進めてください。</p>
事務局：	<p>(2の(2)を事務局説明)</p> <p>ただいまの事務局の説明に対して、何かご質問・ご意見はありますか。</p>
中村勉委員：	<p>11ページまでの説明だと30年度の国保税の必要額は300億円程度になります。一方で8ページのグラフで国保税は21パーセントとあるので総額から考えると250億円程度となります。その差額の50億円程度が不足額になっており、これまでは法定外繰入金や基金繰入金で埋めていたと。それをこれからは法定外繰入や基金繰入金はやめるのでその分国保税を上げていく、ただいっぺんにあげると負担が急増するので、5～6年かけてあげていくという理解で良いでしょうか。</p>
事務局：	<p>ご指摘のとおり、ここから先議論になるのが法定外繰入をいきなりゼロにするのかどうかということです。ご提示した数字は法定外繰入がないものとして試算したものです。</p>

中村勉委員：	12ページの所得割額のところですが、所得に応じて税率は何段階も分かれていますでしょうか。
事務局：	所得に応じては変わっていません。全員が同じ率で負担するという考えなので、所得割で総額でこれだけ集めなければいけない、それを負担する方全員の所得の合算額で割る、ということで算出しているのです。みんな一律の税率、所得の高い方でも所得の低い人でも同じ税率になっています。累進課税にはなっていません。
中村勉委員：	被保険者に保険税の負担をお願いするときにはそのあたりのことも議論になってくると思います。所得が100万円未満の人が5割いるということですが、そういう人でも均等割額はもとより所得割も払うことになるのですか。
事務局：	所得に対してかかりますので、所得が100万円あればそこから33万円引いた残りの67万円に率をかけることになります。また、応能応益の考え方がありますので、所得の無い方でも割引はあるものの均等割額をご負担いただきます。
中村勉委員：	現在の税率はどのようになっていますか。
事務局：	(事務局から現在の税率について説明) 補足させていただきますが、さいたま市の場合平成22年度から税率を変えておりません。不足する分を法定外繰入や基金からの繰入れで賄っております。そのため、単純に平成29年度の国保税として必要な額をこの積算式に当てはめると、今ご説明した税率では計算が成立しない状況になっています。
中村勉委員：	税率引き上げは29年度からのことなのか、それとも30年度からのことなのでしょうか。

事務局：	平成29年度は賦課限度額を8万円引き上げております。今日ご協議いただいている話は平成30年度からのことでございます。
柴田会長：	次のところで細かい数字などが出てくると思いますが、1時間以上経過したので休憩としたいと思います。  (休憩)
柴田会長：	再開いたします。 引き続き事務局から説明をお願いします。
事務局：	次に進む前に、先ほどの中村委員のご質問に対して補足させていただきます。国保税は累進課税ではないと話しましたが、例えば累進課税にしたらどうなるのかですとか、限度額をなくしたらどうなるのかという話は、議論の対象から外れることとなります。これは、法律に基づいて定められておりますので、この制度の中でやり繰りするしかないことをご理解いただきたいと思います。  では、(3)をご説明いたします。  (2の(3)を事務局説明)
柴田会長：	それでは、ただいまの説明に関してご質問はございますか。
中村之男委員：	18ページにある赤字額42億円とか一人当たり負担額の5,004円と11ページの納付金から計算した保険税総額の関係はどうなっているのですか。中に入っているのか、それともそれに上乗せになるのでしょうか。
事務局：	前半での説明では、税率はどうやって決まるのかということをお伝えしま

	<p>した。11ページは最後の税率の計算までやると、42億円を単年度で解消する税率が計算されます。ただ、その42億円をどのように分割して解消するかによって税率が変化します。前半でお伝えしたかったのは、42億円の解消を6年かけてやるのか、それとも1年でやるのかを決めてしまうと税率が自動で決まってしまうということです。</p>
中村之男委員：	<p>11ページの納付金から計算される税率の中に、18ページの一人当たり負担の5,004円は入っているのですか。</p>
事務局：	<p>そうです。18ページは1年度5,004円の引上げとなっておりますが、これをそのまま反映させるとお一人様1年で5,004円ずつ負担していただくような税率が計算されます。仮にこれを6年かけずに1年度で解消しようとする、42億円を1年度にまるまる上乗せしてみんなで按分となりますので税率はぐっと上がります。</p>
中村之男委員：	<p>それと5,004円、仮の試算ですが、これは決まれば毎年均等にあげていく試算ですよ。</p>
事務局：	<p>はい。</p>
中村之男委員：	<p>そうすると、毎年5,004円を上げた形で税率が改正されていくということですね。</p>
事務局：	<p>仮に計画がこのような形に決ったとすれば、毎年一人ずつ5,004円上乗せするように税率を改正することになります。さいたま市は平成22年度から税率を改正していません。しかし、やはり国民健康保険は特別会計で単年度で考えるものですから、原理原則をいうと毎年税率を変えるものです。政令市では毎年税率を変えているところが多いです。完全に分析しきれているわけではないですが、次の年度で不足する額が判明するとそれを相殺するよ</p>

う税率を計算して保険料を集める。集めて余ったら基金へ入れます。基金に入れると今度は、その分被保険者の方にご負担いただかなくてよいので、翌年度税率を計算するときに基金を放出する。そういうことをやっているの、政令市の動きは年度単位で上げて下げて上げて下げての繰り返しになっています。それを見ると、政令市は毎年きちんと過不足を計算しているのだなとわかります。ただ、さいたま市はこれまでそのようにやってきませんでした。ただ原理原則からいうと、来年度いくら必要になるか計算し、それに基づく税率はこのようになる、という形をとるのが望ましいということです。

柴田会長： よろしいですか。では、他にございますか。

中村勉委員： 16 ページですが赤字は42 億円になっています。7 ページの赤字49 億円との違いはなんですか。

事務局： 収支差額49 億円の内訳ですが、資料の10 ページ上段の保険税に入っている法定外（赤字解消外）7.4 億円、その下の法定外繰入・基金繰入14.4 億円、下に行きまして支援金分のほうの⑤法定外繰入・基金繰入21.2 億円、右の介護分に行きまして⑤法定外繰入・基金繰入6.4 億円、これらを合算すると49 億円になります。これが収支差額です。では、県の運営方針の7 ページをご覧ください。赤字の定義ですが、大きく分けると「決算補填等目的のもの」と「決算補填等以外の目的のもの」の2つに分かれます。そのうちで解消しなければならないといわれているのが①の決算補填等目的のものです。

今回の法定外（赤字解消外）の7.4 億円は、②の決算補填等以外の目的のものに当たりまして、内訳としてはこの内容に書いてある「地方独自事業の波及増補填等」と「保健事業費にあてるため」の合算がこの7.4 億円になります。地方単独事業の波及増補填とは、たとえば子育ての分野で自己負担を割引しますとその分医療機関にかかりやすくなって医療費を使います。自己負担が安くなると医療費が多く使われます、波及して増になるのですが、

	<p>その分、国の補助金が減らされるのですが、その減額分を市町村で補填する分は解消を要しないとされています。話を戻しますと、収支差額は49億円ありますとしたところですが、そのうちの7.4億円については赤字の対象外でございますので、差し引くと42億円が解消しなくてはならない赤字となります。この42億円をどうするかということが後半の説明で、計算をするとこのようになるということでございます。</p>
<p>中村勉委員：</p>	<p>16ページの下表ですが、年度ごとの解消率が30年度は16.7パーセント、31年度が33.4パーセントとなっておりますが、それに対応する解消額は次年度から効いてくるのですか。</p>
<p>事務局：</p>	<p>当該年度にその金額を解消します。たとえば31年度ですと解消率を33.4パーセントにしましょうと考えたとします。前の年に2.5億円赤字を解消していますので、何もしなければ赤字額は16.5億円ですが、既に2.5億円は解消しているのでその年の赤字は14億円になっているでしょう。その14億円に対して33.4パーセントを解消しようとするすると4.7億円解消することになります。4.7億円値上げをするということになります。</p>
<p>中村勉委員：</p>	<p>翌年度から効いてくるということで良いですね。 賦課限度額の国との差額が8万円あるということですが、この差額を解消すると16ページの解消率も変わってくるのですか。</p>
<p>事務局：</p>	<p>今回は計画どおり国との差額の8万円を引き上げる想定ですので、上げた増収分が3億円弱くらいあるのですが、その3億円分が増えているという条件で作成しています。すでに限度額を上げた設定で試算しています。それでもなお、赤字があるという状態です。</p>
<p>中村勉委員：</p>	<p>あげてもまだ法定額との8万円差があるということですね。</p>

事務局：	<p>30年度に法定まで8万円引き上げするという想定です。ですから30年度に国が限度額の引き上げを行わなければ、これ以上限度額を上げるのは考えられないということです。</p>
柴田会長：	<p>他にございますか。</p> <p>おそらく今日は、今検討している最中のところまで言及していろいろと話をさせていただいていると思います。本来は行政としてはここまでやらないのだろうと思いますが、今回は委員の皆様方にぜひ正しい理解をしてもらいたいということで、まだ決まっておらずこれからひっくり返るかもしれないことをしっかりご説明をいただいていますので、資料をしっかりと見ていただきたいと思います。また、次回は先ほどわかりにくいところを直してほしいということもお話ししましたし、今日はこれでよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、おおむね共通の理解はできたと思います。それとここで試算しているのは、限度額は8万円あげますが、それ以外は現状がそのまま推移しているという想定のもとでのことです。当然さっき話したさいたま市の収納率、これが一番大きく響くところでして、これをいかに取るかによってこの5,004円が下がっていくこととなります。さっき言ったとおり収納率は9割ですから、10パーセント分をカバーするためにちゃんと払っている人は1.1倍出しているわけです。ここは大きな話だと思いますし、やるべきことは保険税率を上げることに加え、どうしたら医療費を抑えられるかという対策もまた非常に重要と考えるので、この運営協議会はそうしたところもしっかり議論して、逆に行政に提案をしながらやっていくこととなります。今後、保険料率をいじるとなると、本協議会に課せられた役割は重要でかつ大きいと思いますので、活発な議論をお願いしたいと思います。</p> <p>次に「(3) その他」ですが、事務局から何かございますか。</p>
事務局：	<p>今、会長がおっしゃられたように、今回の財政構造や計算方法はこうなりますという概要説明に近いものでしたので、ここを理解していただかないと今後の議論に乗らないところですので、分からないところがあればメールや</p>

柴田会長：	<p>電話で結構ですので、ぜひご意見をいただければと思います。私どももぜひ意見を聞きたいということもあります。活発な議論のためにご意見をいただければと思います。よろしく願いいたします。</p> <p>今日は事前に資料を見ていません。今初めて見たわけですから、後程、疑問点がありましたら、今お話のとおり電話でも、あるいは直接行ってでも疑問を解消するようにしていただけたらと思います。</p> <p>それでは、以上で議長の座を退かせていただきます。</p> <p>円滑な議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。</p>
-------	---